



書換交付

一般廃棄物処理施設設置許可証
HPダウンロード版

令和3年5月20日

住所 長野県松本市大字笹賀 7170 番地3
氏名 株式会社エコロジカル・サポート
代表取締役 村井 連峰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

松本市長

臥雲 義尚



| 許可の年月日 | 令和2年6月18日 | 許可番号 | 第20-07101号 |
|--|---|--|------------|
| 施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) | <p>ごみ処理施設(焼却施設) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動物の死体、感染性一般廃棄物</p> | | |
| 設置場所 | 長野県松本市大字笹賀 7159 番地1、7170 番地3 | | |
| 処理能力 | 汚泥 廃油 廃プラスチック類 一般廃棄物 | 28.3 t/日 (1,181kg/h:24時間稼働) 28.8 t/日 (1,201kg/h:24時間稼働) 17.4 t/日 (724kg/h:24時間稼働) 31.2 t/日 (1,300kg/h:24時間稼働) | |
| 許可の条件 | なし | | |
| 規則第3条第7項の規定による許可証の提出の有無 | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> | | |
| 留意事項 | <ol style="list-style-type: none">施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 | | |